

運転延長認可制度における 審査基準について

2025年3月24日

資源エネルギー庁

【参考】運転延長の認可要件

- 先般改正した電気事業法では、利用政策の観点からの運転期間の取扱いが法定化された。
- 本制度の施行期日については、改正電気事業法において、公布の日（令和5年6月7日）から2年以内とされており、令和5年9月、制度施行に向けた準備期間等を踏まえて、施行期日を令和7年6月6日と定めたところ。
- 本制度における運転延長の認可に係る要件については、改正電気事業法において規定されているが、本制度の施行までに、行政手続法に基づく審査基準を策定することとしている。

＜改正電気事業法で定める延長認可の主な要件＞

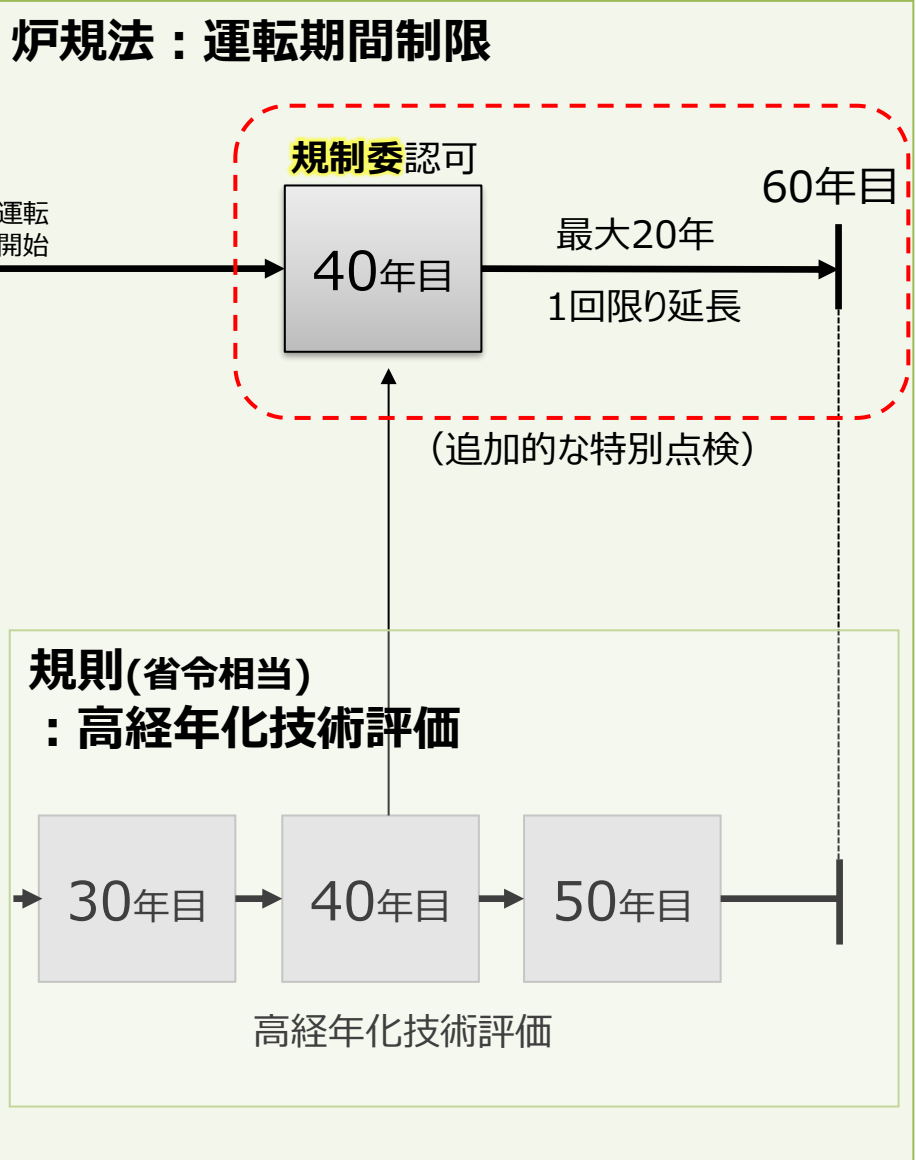
経済産業大臣は、以下の要件に適合すると認めるときに限り、認可することができる。

- ① その発電用原子炉が、平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- ② 炉規法に基づく発電用原子炉の設置許可の取消や運転停止命令、長期施設管理計画の認可制度において不認可の処分を受けていないこと。
- ③ 延長しようとする運転期間にその発電用原子炉を運転することが、非化石エネルギー源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すること。
- ④ その発電用原子炉に係る発電事業に関する法令遵守の態勢を整備していることその他事業遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。
- ⑤ 延長しようとする運転期間が20年を超える場合、その20年を超える期間が以下の運転停止期間を合算した期間以下であること。
 - イ 安全規制等に係る法令等の制定や改正、運用の変更に対応するため、運転を停止した期間
 - ロ 行政処分により運転を停止した場合には、当該行政処分の取消し・無効等により、運転を停止する必要がなかった期間
 - ハ 行政指導に従って運転を停止した期間
 - ニ 仮処分命令を受けて運転を停止した場合には、当該仮処分命令の取消し等により、運転を停止する必要がなかった期間
 - ホ 他の法令による処分であって取消しが確定したもの等、予見し難い事由に対応するため、運転を停止した期間

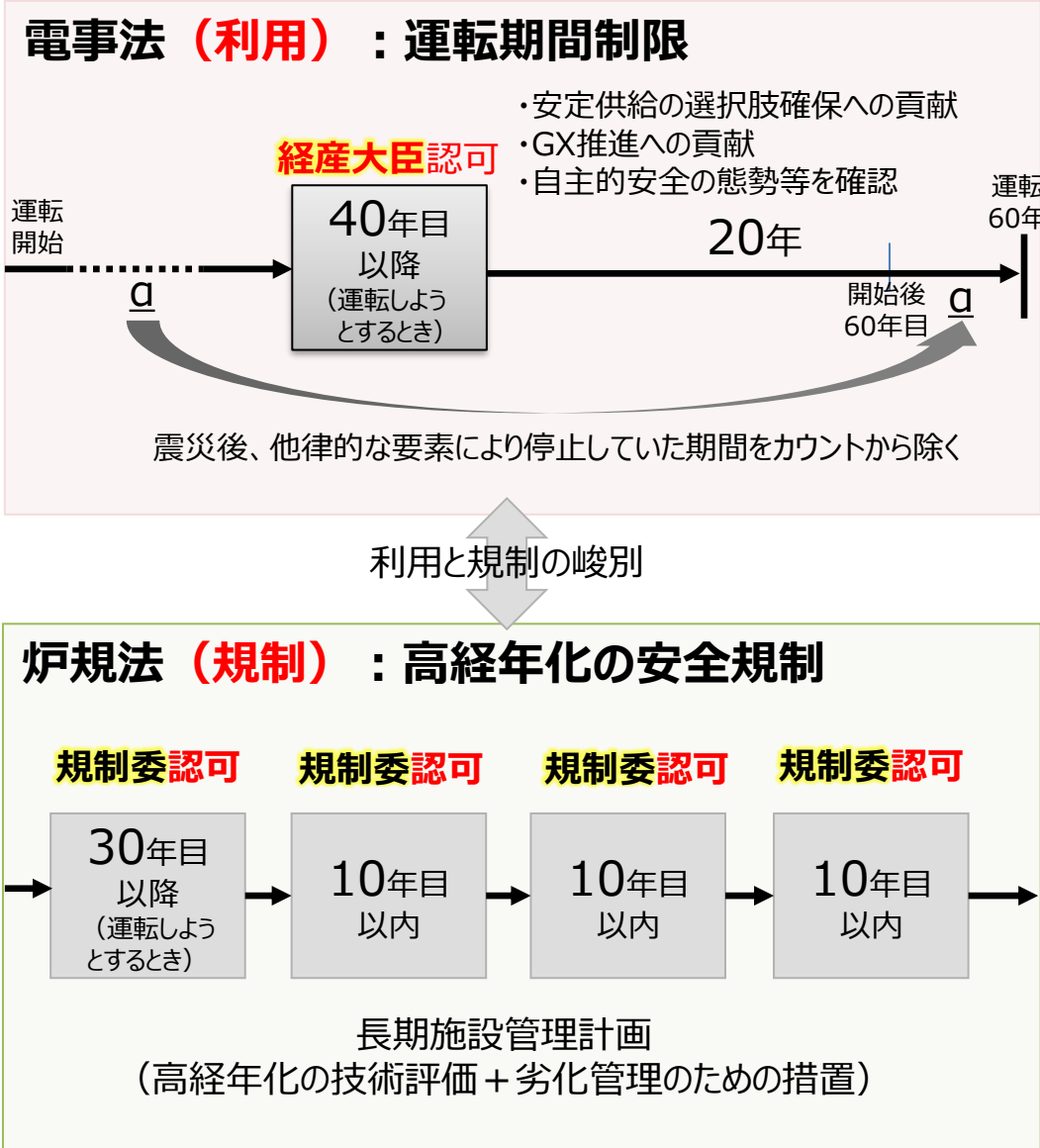
【参考】運転期間と高経年化炉に係る規制のイメージ（電気事業法・炉規法）

2023.12.19 第37回
原子力小委員会 資料1

<現行>



<新制度>



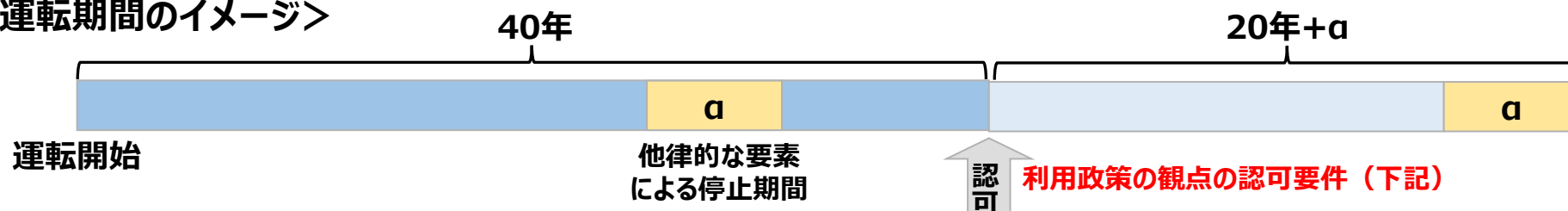
【参考】利用政策の観点からの運転期間の取扱い

- GX脱炭素電源法※が成立し、電気事業法において、利用政策の観点からの運転期間に関する規律を整備。
※令和7年6月6日施行（改正炉規法も同日施行（ただし令和5年10月1日から事前申請））
- 原子力規制委員会が適合性審査を行い、その認可を得なければ、運転できないことは大前提。

<利用政策の観点からの運転期間のあり方>

- 立地地域等における不安の声や、制度連続性などにも配慮し、現行制度と同様に、運転期間に最長「60年」という上限を設ける大きな枠組みは維持することとしつつ、事業者から見て他律的な要素によって停止していた期間に限り、「60年」の運転期間のカウントから除外することを認める。
- 様々な状況変化を踏まえた客観的な政策評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

<運転期間のイメージ>



1. 延長を認める要件

- ・平和利用
- ・設置許可の取消しや運転停止命令等を受けていない
- ・電力の安定供給・供給手段の選択肢の確保、電源の脱炭素化によるGXへの貢献
- ・原子炉に係る発電事業に関する法令の遵守や安全マネジメントや防災対策の不断の改善に向けた組織運営態勢の構築

2. 「60年」のカウントから除外する停止期間

- ・法令の改正等に対応するため、停止した期間
- ・法律に基づく処分によって停止したが、その処分が後に取り消された場合の停止期間
- ・行政指導に従って停止した期間
- ・裁判所の仮処分命令を受けて停止したが、後にその命令が上級審等で是正された場合の停止期間
- ・その他、事業者が予見し難い事由として省令で定めるもの

これまでの原子力小委員会における御意見①

全般

第40回小委員会（令和6年8月）

- 今回頂いた項目・基本的な考え方は非常に合理的。
- かなり具体化されてきてはいるが、まだグレーな部分が非常にあると考える。特に 4号要件・5号要件のところ。

第37回小委員会（令和5年12月）

- 運転延長認可要件の審査基準について、複雑でライフスパンの長い原子力においては、基準には、明瞭性、透明性、予見性の視点を含める必要がある。

1号要件：平和目的以外に利用されるおそれ

- 御意見なし

2号要件：炉規法に基づく設置許可の取消し等を受けていないこと

- 御意見なし

これまでの原子力小委員会における御意見②

3号要件：脱炭素・安定供給への貢献

第40回小委員会（令和6年8月）

- 安定供給の選択肢の確保への貢献について、原子力発電をするだけで、この基準を満たしてしまわないかが気になる。発電所の審査基準として不十分ではないか。例えば、スクラム停止が頻発していないか、適切な燃料調達や廃棄物処理が行われているか等、原子力発電所の運転を脅かすリスクに対する自助努力がどの程度行われているか、こういうことを審査すべきではないか。
- 法律の規定をもって判断可能状況にあるという説明があった。しかし、福島第一原発事故から13年、多くの原発が未稼働のままである。電気の安定供給確保に資することができていないという現実がある。仮に再稼働できたとして、将来また同じような事故がないとは言えないはず。つまり、原子力が電気の安定供給に資するかどうか確定的に言えないので、実質的な審査が必要だと考える。

第37回小委員会（令和5年12月）

- 少なくとも法解釈としては、法目的や法改正の経緯に照らすと、原子力の利用が非化石エネルギー源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するものは明らかである。
- 原子力はベース電源として使われる点において、安定供給に資するということ、また、原子力は非化石エネルギーであり、英国を含む国では、グリーンでさえあるという研究での言及がある中において、非化石エネルギーの利用を抑制することは、おそらくあり得ない。その点で、認可要件の1号・2号要件と同様に、3号要件は形式的な要件になっていると考える。

これまでの原子力小委員会における御意見④

4号要件：法令遵守の態勢整備及び事業遂行態勢の見直し・継続的な改善

第40回小委員会（令和6年8月）

- 原子力の安全だけを見ていて、セーフガードやセキュリティといった観点を考慮されているのかという点が気になった。
- 第三者の意見聴取については、俯瞰的な視点が求められると考える。しかし、複数の意見聴取をただ行うだけでは、全てが同様の視点に偏ってしまう可能性がある。また、今、原子力分野においては非常に様々な国内外の組織があり、オブザベーション、オーバーサイトする能力を持っているのに、なぜATENAやJANSIだけで決め打ちする点が気になった。IAEA、BWRオーナーズグループ、INPOなど、様々な団体の中から事業者が選択できるような柔軟性も必要ではないか。さらには、発電所に日々携わる人々の自主的な取組が見えてこなかった。現場でのリーダーシップ、リスク情報を活用した安全パフォーマンスを倦まずたゆまず継続するということを表現するべきと考える。
- 確認事項として、これから何をやっていくのかをもう少し具体化していく必要があると考える。解釈の余地がかなりあると考えるので、そういった中で、第三者による意見聴取とか、書類だけではなくて、ぜひ入れて頂きたいと考える。
- 今回示された、地域課題の解決に向けた取組への原子力事業者の協力を社内規定などで確認するととの審査基準案に関しては、国は、運転延長認可の審査のときに事業者の態勢を確認するだけではなくて、運転延長後の地域課題解決に向けた取組状況も継続的に確認するなど、事業者を強力に指導・監督していくべきと考える。

第37回小委員会（令和5年12月）

- 2014年発行の「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」では、リスクマネジメントについて多く取り上げられていた。それから、もう9年が経つ中で、審査基準の検討にあたっては、日本の原子力界において、リスクマネジメントやリスク情報の活用がどの程度、進展しているのかという実態を確認する必要がある。そして、その実態におもねることなく、審査基準にふさわしいリスクマネジメントがどういうものかについて、早急に検討し、中身を詰めていく必要がある。

これまでの原子力小委員会における御意見⑤

5号要件：20年超の運転延長の期間に係る基準

第40回小委員会（令和6年8月）

- 昨今の様々な状況を考えると、事業者の定義の中に、どこまでを事業者と含めればいいのかという問題も引き込んでいふと考える。すなわち、電力生産者自体は、事業者として不利益もしくは行政指導を受けていないにしても、その下のレベル、さらにその下のレベルで、様々な問題が起こったときに、それも事業者の責任として問うというのは果たしてどういうものなのかと考える。この点については、留意しておくべき話と考える。
- 審査基準の策定の際、この制度の目的が、電力の安定供給や、特に脱炭素のためであるということを強調する必要があり、安全性については別途、原子力規制委員会という専門機関が審査することを前提として、できる限り明確な基準とする必要があると考える。特に、行政指導等があった場合の延長については、仮にその行政指導等がなかった場合にはどのように経過したかという仮定的な判断が必要になるので、より明確な基準を用意する必要がある考える。
- 制度を実際に運用する際に、事業者の責めによらない外性的な要因で停止した期間と、事業者自らの行為の結果として停止した期間というものの中に、グレーのエリアは存在しないのかと感じる。そのグレーな期間を、どう裁くのかという点は、先ほど明確な基準が必要だという点もあるが、これは個別事象をしっかりと見る必要が本来あると考える。外形的な要件で切ることの分かりやすさも重要だと考えるが、実態としてどういう理由で止まっていたのかをしっかりと見てあげること、事実としてしっかりと踏まえていくという意味では重要か考える。
- 延長期間について、様々、委員の発言があったが、グレーゾーンがあると考える。具体的なケースを示して、グレーゾーンがないような形で制度を進めていただきたいと考える。

第37回小委員会（令和5年12月）

- 事業者が不利益処分を受けた場合などについては、運転期間のカウント除外の対象に含めないとの案が示されている。個別の事例によって判断が分かれるかもしれないが、基本的な視点としては、原子力規制も人の命に対するリスクがある場合の行政規制の一つであることには変わらない。人の命に対するリスクがある場合の行政規制として、ほかに食品安全衛生に関する規制であるとか、水の規制であるとか、環境規制などがある。したがって、原子力安全規制であるからといって特殊なものとして扱うのではなくて、ほかのリスク規制と同様の解釈をする必要がある。

これまでの原子力小委員会における御意見⑥

その他

第40回小委員会（令和6年8月）

- 立地地域としては、安全が最優先であり、運転延長後もプラントの安全性が確保されていることが重要だと考える。高経年化炉の安全性については、既に規制委員会において、改正後の原子炉等規制法に基づいて審査を開始しており、福井県内の発電所も順次申請が行われている。国においては、立地地域や国民の理解を得ていくためにも、利用政策の観点から運転延長を認める考え方だけではなくて、こうした規制委員会の安全審査の結果と併せて、政府一体となって分かりやすく丁寧に説明する必要があると考える。

第37回小委員会（令和5年12月）

- 規制委員会は、原子炉等規制法の改正に基づき、厳格な審査基準によって、2023年10月から、長期施設管理計画の認可申請の受付を開始しているところ。運転期間の延長に関する国民、県民の理解を得るためにも、こうした安全基準と合わせて、立地地域の安全・安心を最優先とする観点に立ったカウント除外期間の具体的な基準を早期に示すとともに、政府が一体となって国民に分かりやすく、丁寧に説明する必要がある。
- 運転期間の延長に反対するものではないが、一般・地元の方々に向けて、なぜ運転延長が可能なのかという点の説明が不十分と感じる。高経年化への対応について、国民へのもう少し分かりやすい説明・資料が必要。
- 原子力は再稼働、運転延長、新型炉・革新炉の建設、バックエンドの問題など、様々なコストがかかることは言うまでもない。そうでありながら、電力という我々の社会生活を維持する上で非常に貴重なものを生産するという意味において、市場の不透明性、不安定性、技術の見通し、社会のアクセプタンスの問題を考えると、企業に全て担わせる体制は、非常に無理があるように感じる。我々は、その運転延長の認可という文脈で物事を考えているが、政府として運転延長の命令というモードに変えることも1つ検討すべき。

認可要件に係る審査基準の考え方・内容について：1・2号要件

- 改正電気事業法に規定される各認可要件に係る審査基準を策定することが基本となるが、その審査基準の考え方や内容については、各要件の法律上の規定や第37回原子力小委員会における委員の御意見等を踏まえ、それぞれ以下の通りとしてはどうか。

① その発電用原子炉が、**平和の目的**以外に利用されるおそれがないこと。

- 改正電気事業法の規定において、**本要件の適用**について、あらかじめ「**原子力委員会の意見を聴かなければならない**」こととされており、**法律の規定をもって審査の基準は明らか**と考えられる。【第37回原子力小委員会の再掲】

② 炉規法に基づく発電用原子炉の**設置許可の取消**や**運転停止命令**、長期施設管理計画の認可制度において**不認可の処分**を受けていないこと。

- **改正電気事業法の規定をもって審査の基準が明らか**と考えられる。【第37回原子力小委員会の再掲】

認可要件に係る審査基準の考え方・内容について：3号要件

③延長しようとする運転期間にその発電用原子炉を運転することが、非化石エネルギー源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すること。

➤ 第37回小委員会にて、委員からは、法改正・目的の趣旨や原子力エネルギーの特性をふまえれば、原子力が本要件を満たすことは明らかとの趣旨の御意見があった。【第40回小委にて提示済】

＜以下、更新箇所＞

- また、第40回小委員会においては、計画外停止の回避や燃料調達等の事業者の自助努力を確認すべきとの御意見もあった。
- 他方で、3号要件は、法律上、1号要件、2号要件及び4号の要件のように、同号に掲げる基準に適合しなくなったときに認可を取り消すことができるとは規定されていない。これは、3号要件の基準適合性が、事業者自身の取組よりむしろ、足元のエネルギー情勢等の外生的な要因によりその状況の変動も極めて大きくなる可能性を有することを踏まえたものである。
- こうした規定の趣旨や足元のエネルギー情勢等を踏まえれば、本要件については、法律の規定をもって判断可能な状況にあると考えられる。

○電気事業法（昭和39年法律第170号）
※脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）による改正後（認可の取消し）
第二十七条の二十九の四 経済産業大臣は、認可原子力発電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の二十九の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すことができる。
一 第二十七条の二十九の二第四項第一号、第二号又は第四号（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

認可要件に係る審査基準の考え方・内容について：4号要件

④その発電用原子炉に係る発電事業に関する法令遵守の態勢を整備していることその他事業遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

- これまでの原子力小委員会における自主的安全性向上等に関する議論のとりまとめや原子力基本法に規定される原子力事業者の責務を鑑み、原子力事業者の社内規定等により、以下を確認することが考えられる。
【赤字が前回提示内容からの修正箇所】

1. 申請炉に係る発電事業に関する法令遵守態勢の整備、安全性の向上及び防災対策に係る取組に関し、不断の改善を図るため、以下に取り組むことが見込まれること
 - ① 経営層による意思決定：こうした取組を実施する者及び部門からの提案も踏まえて、社長をはじめとする経営層の意思決定により必要な改善に取り組むこと
 - ② 第三者からの意見聴取：
 - A) 外部の有識者等で構成される組織を設立し、当該組織から、こうした取組に関し、定期的に評価・提案を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと
 - B) JANSI、WANO等の関係機関による評価を、これら機関が推奨する頻度で受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと
 - C) ATENAにて決定した安全対策を実施すること
 - D) 原子力部門から独立した社内組織による監査を定期的に受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと
 - ③ 定量的なリスク評価や最新知見の活用：内部・外部事象に係る確率論的リスク評価等の定量的なリスク評価の結果や収集した最新知見を踏まえ、定期的に必要な改善に取り組むこと
 - ④ 仕組みの有効性評価：上記①～③に挙げた改善に取り組む仕組みに関し、定期的にその有効性を評価し、必要な改善に取り組むこと
2. 申請炉が立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組を推進しながら、その地域の課題の解決に向けた取組に協力することが見込まれること

認可要件に係る審査基準の考え方・内容について：5号要件

- ⑤ 延長しようとする運転期間が20年を超える場合、その20年を超える期間が以下の運転停止期間を合算した期間以下であること。
- イ 安全規制等に係る法令等の制定や改正、運用の変更に対応するため、運転を停止した期間
 - ロ 行政処分により運転を停止した場合には、当該行政処分の取消し・無効等により、運転を停止する必要がなかった期間
 - ハ 行政指導に従って運転を停止した期間
 - ニ 仮処分命令を受けて運転を停止した場合には、当該仮処分命令の取消し等により、運転を停止する必要がなかった期間
 - ホ 他の法令による処分であって取消しが確定したもの等、予見し難い事由に対応するため、運転を停止した期間

- 運転期間のカウントから除外する期間は、改正電気事業法の規定において限定列挙されている。
 - こうした各規定において、想定される内容については、次頁に記載のとおり。また、運転期間のカウントから除外する期間の始点については、それぞれ以下を想定。
 - 運転中※の原子炉：法制度の変更や行政指導等の効力の発生以降に初めて当該原子炉を送電系統から切り離れた解列時点
 - 運転停止中※の原子炉：法制度の変更や行政指導等の効力が発生した時点
- ※法制度の変更や行政指導等の効力が発生した時点における状態
- また、こうした規定の内容・趣旨や本制度の趣旨を踏まえ、「事業者の行為に対する不利益処分や行政指導が行われているなど、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じた事が客観的に明らかな場合」は、運転期間のカウント除外の対象には含めないこととする。
 - この「事業者自らの行為の結果として停止期間が生じる」場合について、予め網羅的にお示しすることは困難であるが、一般に、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じる場合には、関係行政機関から、事業者の行為に対して「不利益処分」や「行政指導」といった行政手続が講じられる可能性が考えられることから、事業者の行為に対する「不利益処分」「行政指導」といった行政手続に係る事実関係を基本としつつ、その他の客観的な事実も踏まえて、判断することが考えられる。

延長期間の要件における各規定で想定される内容について

イ 安全規制等に係る法令等の制定や改正、運用の変更に対応するため、運転を停止した期間

- 法律の制定や改正、下位法令による基準の制定や改正、審査基準や処分の基準の制定や改正、法令の解釈又は運用の基準の変更等により発電用原子炉の運転に係る制約が生じ、稼働することができない状況にあることを踏まえ、これらの制定・改正・変更に伴う停止期間を対象とすることを想定。

ロ 行政処分により運転を停止した場合には、当該行政処分の取消し・無効等により、運転を停止する必要がなかった期間

- 法律の規定において、これに該当し得る法令に基づく命令として、電気事業法の業務改善命令、技術基準適合命令、原子炉等規制法の運転停止命令、発電用原子炉設置許可の取消し、発電用原子炉施設の運転停止等命令、危険時の措置命令、武力攻撃事態法の原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止のための命令が限定列挙されている。

ハ 行政指導に従って運転を停止した期間

- 行政指導により運転停止を求められた場合や稼働に条件を付されたことにより稼働を停止していた期間と認められる期間を想定。

ニ 仮処分命令を受けて運転を停止した場合には、当該仮処分命令の取消し等により、運転を停止する必要がなかった期間

- 条文のとおり

ホ 他の法令による処分であって取消しが確定したもの等、予見し難い事由に対応するため、運転を停止した期間

- 現時点において、必ずしも具体的な事由が想定されていないが、事業者から見て他律的な要素によって停止していた期間と考えられる新たな事由が明らかとなった場合には、これを省令で規定することを検討する。

認可要件に係る審査基準の考え方・内容について：5号要件【新規】

⑤ 延長しようとする運転期間が20年を超える場合、その20年を超える期間が以下の運転停止期間を合算した期間以下であること。

イ 安全規制等に係る法令等の制定や改正、運用の変更に対応するため、運転を停止した期間

ロ 行政処分により運転を停止した場合には、当該行政処分の取消し・無効等により、運転を停止する必要がなかった期間

ハ 行政指導に従って運転を停止した期間

ニ 仮処分命令を受けて運転を停止した場合には、当該仮処分命令の取消し等により、運転を停止する必要がなかった期間

ホ 他の法令による処分であって取消しが確定したもの等、予見し難い事由に対応するため、運転を停止した期間

➤ 「事業者の行為に対する不利益処分や行政指導が行われているなど、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じた事が客観的に明らかな場合」については、運転期間のカウント除外の対象に含めないこととする。【再掲】

➤ 具体的には、

- 事業者自らの不適切な行為の結果として停止期間※が生じた事が確認できる不利益処分などの行政機関の処分、その他行政指導などの行政機関の決定・了承内容（以下「行政機関の処分等」という）がある場合であって、

※その期間の始点／終点が明らかであることをいう。

- その行政機関の処分等が、運転そのものを制限する場合、又は、審査・工事の一部だけではなく審査全体や工事全体といった稼働に向けた事業者の取組全体を制限し、停止期間が生じていることが確認できる場合

には、これに該当すると考えられる。

➤ こうした考え方に基づくと、次頁以降に詳細を記載する下記事例については、運転期間のカウント除外の対象には含めないこととなると考えられる。

- ✓ 東京電力・柏崎刈羽：新規制基準の適合性審査を終了したものの、事業者の不適切な行為の結果として、原子力規制委員会から法令に基づき、実質的に運転を禁止する命令が出され、運転できない状態にあった期間
- ✓ 日本原電・敦賀2号機：新規制基準の適合性審査が行われる中で、事業者の不適切な行為の結果として、原子力規制委員会の決定や行政指導に基づき、審査全体が中断されていた期間

運転期間のカウント除外の対象に含まれない事例①

東京電力・柏崎刈羽原子力発電所の事例

- 原子力規制委員会は、2021年4月14日に、原子炉等規制法第43条の3の23第2項の規定に基づき、東京電力に対して、同委員会が柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第1区分（自律的な改善が可能な状態）に変更することを通知する日まで、同発電所において、核燃料を移動してはならないとする命令を発出した。
- 同発電所においては、核物質防護設備の機能の一部喪失やIDカードの不正使用が生じ、こうした状態が生じた原因が同発電所における組織的な管理機能の低下によると認められることから、同委員会は、同発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第4区分（事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態）に変更するとともに、対応区分を第1区分に変更するまでは、防護すべき核燃料の状態を変化させないようにすることが必要と判断して、同委員会は上記命令を発出した。
- その後、同委員会は、原子炉等規制法第61条の2の2第1項の規定に基づき実施した原子力規制検査（核物質防護に係る追加検査）の結果等を踏まえて、2023年12月27日に、同発電所の原子力規制検査の対応区分を第4区分から第1区分に変更することを決定した。
- こうした経緯を踏まえれば、2021年4月14日～2023年12月27日の間（原子炉等規制法に基づく命令（不利益処分）の効力が生じている期間）は、「事業者の行為に対する不利益処分や行政指導が行われているなど、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じた事が客観的に明らかな場合」に該当するものとして、運転期間のカウント除外の対象には含めないことが適当と考えられる。

運転期間のカウント除外の対象に含まれない事例②

日本原子力発電・敦賀発電所 2 号機の事例

- 敦賀発電所 2 号機は、原子力規制委員会による新規制基準の適合性審査が進められていたところ、2020年10月7日の同委員会において、当該炉のボーリング柱状図データ書換えに関しては、審査とは別に、データや知見に関する記録のあり方、品質保証のあり方について原子力規制検査で確認するとの方針が示された。
- その後、原子力規制庁は、公開会合及び日本原電本店での検査を実施し、事実関係の整理を中心に、日本原子力発電における原因調査分析の状況を確認した。**2021年8月18日の同委員会**においては、当該検査での確認内容を踏まえると、今後、審査において事業者の評価結果の妥当性を技術的な観点から審議を行うためには、審査資料の信頼性が確保されることが必要であることから、原子力規制検査においては、当面、①調査データのトレーサビリティが確保されること、②複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合はその判断根拠が明確にされること、の2点が確保される業務プロセスが構築されているかについて優先的に検査を進めることとし、審査チームはこのような業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しないことが決定された。
- その後、**2022年10月26日の同委員会**において、原子力規制検査の結果から、日本原子力発電の改善処置により、上記①②が確保される業務プロセスの構築がなされるとともに、現時点で確認した範囲においては継続的に品質確保の取組がなされているものと判断され、審査の再開が決定された。
- こうした経緯を踏まえれば、2021年8月18日～2022年10月26日の間（原子力規制委員会が審査中断を決定してから審査再開を決定するまでの期間）は、「事業者の行為に対する不利益処分や行政指導が行われているなど、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じた事が客観的に明らかな場合」に該当するものとして、運転期間のカウント除外の対象には含めないことが適当と考えられる。

運転期間のカウント除外の対象に含まれない事例③

日本原子力発電・敦賀発電所2号機の事例（続き）

- 2022年10月26日の原子力規制委員会における審査再開の決定以降、審査会合において、日本原子力発電からは、調査データのトレーサビリティの確保及びその変更点等について説明が行われた。
- 他方で、ボーリング柱状図データ以外の調査データの適切性の確認が完了していないことや、新たに薄片試料の作製位置の誤りが確認されたとの報告があるなど、審査資料の改善が見られず、実質的な審査に入れる見通しが立っていないこと等の**これまでの審査資料の誤りを巡る経緯**を踏まえ、2023年4月5日に、同委員会は、K断層の連続性等に関する申請内容について、**相当の期限（2023年8月31日）を定めて設置変更許可申請の一部補正を求めること及び日本原子力発電の意思を確認するため、速やかに短時間CEO会議を開催することを決定した。**
- その上で、同年4月11日の同委員会において行われた日本原子力発電村松取締役社長との意見交換の結果を受け、**同月18日に同委員会は、敦賀発電所2号機の設置変更許可申請書の補正を求める指導文書**を発出することを決定し、同日付けでこれを**日本原子力発電村松取締役社長宛てに発出した。**
- その後、同年8月31日付けで、日本原子力発電からは補正申請書の提出が行われた。**同年9月6日の原子力規制委員会**において、当該補正申請書について、記載事項に不備がないこと等が確認されたことから、**審査の再開が決定された。**
- こうした経緯を踏まえれば、**2023年4月18日～2023年9月6日の間（原子力規制委員会が補正申請を求める行政指導を発出してから審査再開を決定するまでの期間）**は、「事業者の行為に対する不利益処分や行政指導が行われているなど、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じた事が客観的に明らかな場合」に該当するものとして、**運転期間のカウント除外の対象には含めないことが適当**と考えられる。

電気事業法施行規則における主な規定事項

1. 運転期間の延長の認可申請 <法第27条の29の2第3項、第7項関連>

- 運転期間延長の認可を申請する申請書様式を規定。
- 申請書様式に添付する書類を以下の通り規定。
 - ① 申請発電用原子炉の使用の目的を説明する書類
 - ② 法第27条の29の2第4項第2号及び第4号に掲げる基準に適合することを証明する書類
 - ③ 延長しようとする運転期間が二十年を超える場合に、申請発電用原子炉の運転を停止した期間（法第二十七条の二十九の二第四項第五号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限る。）ごとに、停止の理由を証明する書類

2. 事業の譲渡し及び譲受けの認可申請 <法第27条の29の3第1項関連>

- 発電事業の全部の譲渡し及び譲受けを申請する申請書様式と、申請書様式に添付する書類を規定。

3. 法人の合併及び分割の認可申請 <法第27条の29の3第2項関連>

- 発電事業者の法人の合併及び分割を申請する申請書様式と、申請書様式に添付する書類を規定。

4. 認可原子力発電事業者の承継の届出 <法第2条第3項関連>

- 認可原子力発電事業者を承継した相続人が届け出る届出書様式と、届出書様式に添付する書類を規定。

5. 施行期日 <改正法附則第1条第4号関連>

- 本施行規則の施行期日を令和7年6月6日とする旨を規定。

6. 特定原子力発電事業者による書類の提出等 <改正法附則第2条第2項関連>

- 特定原子力発電事業者が提出する報告書様式と、報告書様式に添付する書類を規定。
- 上記報告書及び書類の提出期限を令和7年9月5日とする旨を規定。

【参考】改正電気事業法の条文：1号～4号要件

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

※脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）による改正後（原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間）

第二十七条の二十九の二 原子力発電事業者（略）が、その発電事業の用に供するため、発電用原子炉（略）を運転することができる期間（以下「運転期間」という。）は、当該発電用原子炉について最初に第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。

3 （略）

4 経済産業大臣は、第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

一 申請発電用原子炉が**平和の目的以外に利用されるおそれがない**こと。

二 その原子力発電事業者が原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請（同条第九項の規定による命令を受けて行うものに限る。）に対し不認可の処分がなされていないこと。

三 延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会（略）の実現に向けた発電事業における**非化石エネルギー源（略）の利用の促進**を図りつつ、**電気の安定供給を確保すること**に資すると認められること。

四 その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する**法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していること**その他**当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること**。

五 （略）

5 経済産業大臣は、第二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、**前項第一号に掲げる基準の適用**について、**原子力委員会の意見を聴かなければならない**。

6～8 （略）

【参考】改正電気事業法の条文：5号要件 運転期間のカウントから除外する期間

2023.12.19 第37回
原子力小委員会 資料1

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

※脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）による改正後

（原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間）

第二十七条の二十九の二 原子力発電事業者（略）が、その発電事業の用に供するため、発電用原子炉（略）を運転することができる期間（以下「運転期間」という。）は、当該発電用原子炉について最初に第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。

3 （略）

4 経済産業大臣は、第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

一～四 （略）

五 延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に掲げる期間（平成二十三年三月十一日以降の期間に限る。）を合算した期間以下であること。

イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは行政手続法（略）第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ロ 前条において準用する第二十七条第一項若しくは第四十条の規定による処分、原子炉等規制法第四十三条の三の二十、第四十三条の三の二十三若しくは第六十四条第三項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（略）の規定による処分（これらの処分をした行政官庁若しくは審査請求に対する裁決によつて取り消されたもの、これらの処分の取消し若しくはこれらの処分の無効若しくは不存在の確認の判決が確定したもの又は審査請求に対する裁決によつてこれらの処分の内容が変更されたものに限る。）による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ハ 行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、当該行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ニ 仮処分命令（債権者がその申立てを取り下げたもの又は民事保全法（略）の規定による保全異議の申立てについての決定若しくは同法の規定による保全抗告についての決定（以下この二において「保全異議の申立て等についての決定」という。）若しくは同法の規定による保全取消しの申立てについての決定によつて取り消されたもの若しくは保全異議の申立て等についての決定によつて変更されたものであつて、その保全異議の申立て等についての決定若しくは保全取消しの申立てについての決定に対して抗告をすることができないものに限る。）を受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ホ ロに規定する処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であつてその取消しの判決が確定したものその他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

6～8 （略）